

業務仕様書

1 業務名

札幌市がん検診受診勧奨 WEB 広告制作及び運用業務

2 業務目的

本業務は、以下の者を対象とした札幌市がん検診の受診勧奨として WEB 広告を掲出し、札幌市がん検診に関する WEB サイトに誘導することを目的とする。

(1) 札幌市子宮がん検診受診勧奨

札幌市内に在住する 20 歳～64 歳の健康保険・職場等でがん検診を受診する機会のない女性

(2) 札幌市乳がん検診受診勧奨

札幌市内に在住する 40 歳～64 歳の健康保険・職場等でがん検診を受診する機会のない女性

(3) 札幌市がん検診受診勧奨

札幌市内に在住する 40 歳～64 歳の健康保険・職場等でがん検診を受診する機会のない者

3 履行期間

契約締結日から令和8年2月 17 日(火)まで

4 業務内容

以下のとおり、Yahoo! 広告のディスプレイ広告(運用型)及び検索広告(リスティング広告)を運用すること。

(1) 広告の制作

ア 概要

イラスト等を用いたバナーや閲覧する者の関心を引くことができるようなテキスト広告により、下記 URL に示す札幌市公式ホームページの当該事業に関するページへ誘導を促すことができる広告を制作する。

(<https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/sapporosigankensin.html>、

検索ワード:札幌市 がん検診)

イ 広告制作

(ア) ディ스플레이広告用バナー

委託者から提供するイラストデータ及び当該事業チラシデータやフリー素材等を使用し、静止画で広告を制作すること。また、広告は以下のとおり掲載先のウェブサイトにも適合するように制作するものとし、詳細は委託者と受託者が協議のうえ決定すること。

- ・ 子宮がん検診受診勧奨バナー
3サイズ(300 ピクセル×250 ピクセル、300 ピクセル×300 ピクセル及び 1200 ピクセル×628 ピクセル)
- ・ 乳がん検診受診勧奨バナー
3サイズ(300 ピクセル×250 ピクセル、300 ピクセル×300 ピクセル及び 1200 ピクセル×628 ピクセル)
- ・ 札幌市がん検診受診勧奨バナー
3サイズ(300 ピクセル×250 ピクセル、300 ピクセル×300 ピクセル及び 1200 ピクセル×628 ピクセル)

(1) リスティング広告用テキスト

内容や制作数は委託者と受託者が協議のうえ決定すること。

(2) 広告の運用

ア Yahoo!広告ディスプレイ広告(運用型)

配信エリア	札幌市全域
配信デバイス	スマートフォン、パソコン
セグメント設定	・札幌市子宮がん検診受診勧奨バナー 性別:女性 年齢:18 歳～64 歳 ターゲット:就業なし、パート・アルバイト ・札幌市乳がん検診受診勧奨バナー 性別:女性 年齢:35 歳～64 歳 ターゲット:就業なし、パート・アルバイト ・札幌市がん検診受診勧奨バナー 性別:すべて 年齢:35 歳～64 歳 ターゲット:就業なし、パート・アルバイト
配信期間	令和7年8月18 日から令和8年2月 17 日(7か月間)

イ Yahoo!広告検索広告(リスティング広告)

配信エリア	札幌市全域
配信デバイス	スマートフォン、パソコン
セグメント設定	性別:すべて 年齢:18 歳～64 歳
配信期間	令和7年8月 18 日から令和8年2月 17 日(7か月間)

(3) その他

ア (2)ア及び(2)イの広告(以下「各広告」という。)について、LINE ヤフーに支払う運用期間中の配信費用の合計を 130 万円(税抜き)とし、期間中に使い切ること。なお、130 万円(税抜き)は LINE ヤフーに支払う金額であり、広告運用にかかる設定費や運用手数料等は含まないものとする。また、上記(2)ア及び(2)イのとおり指定した広告配信期間内に配信費用を使い切ることができなかった場合は、広告配信期間を延長することができる。広告配信期間を延長する場合は、委託者及び受託者が協議のうえ配信期間や

その他諸条件を決定すること。

イ 各広告への配信費用は、より高い効果の見込めるものに多く傾斜して配分すること。
配信費用の配分は、広告配信前及び(4)アで随時状況を報告し、必ず委託者の了解を得ること。

ウ 各広告のセグメント設定は基本的な項目のみを記載しているため、別途必要な項目について、委託者と受託者が協議のうえ設定すること。

エ セグメント設定をして掲載される掲載先の想定に合わせた広告表現を検討して運用すること

オ 運用を行うなかで、それぞれの広告のクリック率を把握のうえ、クリック数が最大となるよう、より高い効果の見込める運用手法を常に模索すること。

カ 委託者が所有するサーバは使用せず、受託者にて用意したサーバを利用し、広告を運用すること。

キ 受託者は運用方法について委託者と緊密に協議を行こと。

(4) 広告運用結果の報告

以下の報告を行うこと。

ア 定例報告(月1回): 広告表示数、クリック数、配信費用などがわかり、状況確認を行うことができるもの。

イ 全体総括(契約期間満了時): 契約期間中の広告配信結果の総括。

5 成果の帰属及び秘密保持

(1) 受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条(複製権)、第 23 条(公衆送信権等)、第 26 条の2(譲渡権)、第 26 条の3(貸与権)、第 27 条(翻訳権、翻案権等)及び第 28 条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第 20 条(同一性保持権)第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

(3) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

(4) 受託者は、成果物に使用する映像、音楽、写真、イラストその他資料、データ等について、第三者の著作権法に規定する権利、所有権その他一切の権利を侵害するものではないことを保証すること。また、成果物に関し、第三者による権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(5) 受託者は、本業務の履行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

(6) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守しなければならない。また、本業務で

扱う個人情報の委託者への提供については、必ず本人の同意を得た上で実施すること。

6 完了報告書

受託者は、本業務を完了したときは、速やかに当該委託業務の完了報告書及びその成果品を委託者に提出しなければならない。

7 特記事項

- (1) 本業務の履行にあたり疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ処理する。
- (2) 本業務の履行にあたり事故等があった場合は、受託者の負担と責任で解決すること。
- (3) 本業務の履行にあたり費用等が発生した場合は、受託者の負担とすること。
- (4) 本業務の履行にあたっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

8 担当

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課

がん・たばこ対策担当係 田澤

〒060-0002 札幌市中央区北二西1丁目1-7 ORE 札幌ビル7階

電話:011-211-3514 FAX:011-211-3521